●香川県警察本部告示第1号

香川県警察証紙収納事務取扱規程及び香川県警察公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和4年3月11日

香川県警察本部長 今 井 宗 雄

香川県警察証紙収納事務取扱規程及び香川県警察公印規程の一部を改正する規程 (香川県警察証紙収納事務取扱規程の一部改正)

第1条 香川県警察証紙収納事務取扱規程(平成12年香川県警察本部告示第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前			
(取扱所属長及び所管課長) 第3条 略	(取扱所属長及び所管課長) 第3条 県規則第16条に規定する使用料又は手数料に係る事務を所掌する課 等の長(以下「取扱所属長」という。)及び県規則第17条第1項に規定す る使用料又は手数料の収入予算を計上している課等の長(以下「所管課長」 という。)は、次の表の左欄に掲げる手数料等徴収事務の区分に応じ、同 表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。			
手数料等徵収事務 取扱所属長 所管課長	手数料等徵収事務 取扱所属長 所管課長			
1~6 略	1~6 略			
7 略 (1) 警察手数料条例別表第6の 3の項(1)に規定する場合の猟 銃・空気銃取扱講習手数料、同 表の4の項(1)に規定する場合 のクロスボウ取扱講習手数料及 び国際競技参加外国人銃砲等・ 刀剣類所持許可申請手数料	7 警察手数料条例別表第6に規定 する銃砲刀剣類所持等取締法に基 づく事務の手数料のうち次に掲げ るものの徴収事務 (1) 警察手数料条例別表第6の 3の項(1)に規定する場合の猟 銃・空気銃取扱講習手数料及び 国際競技参加外国人銃砲・刀剣 類所持許可申請手数料			
(2) 略 8~13 略	(2) 略 8~13 略			

(香川県警察公印規程の一部改正)

第2条 香川県警察公印規程(平成12年香川県警察本部告示第22号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	次の表の改正前の構	闌に掲げる規	見定を同表の改正後の	欄に掲げる規定に下
			改正後	
別ā	表第1(第2条関係)		
	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
	1~10 略			
	11 銃砲刀剣類	第28条第	国家公安委員会へ	略
	所持等取締法	2項	の <u>銃砲等</u> の管理責	
	(昭和33年法		任者としての管理	
	律第6号)		する <u>銃砲等</u> の種別	
			等の通知	
	12~36 略			

別表第2(第2条関係)

法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1~9の2 略			
10 銃砲刀剣類	第24条の	一時保管に係る銃	略
所持等取締法	2第7項	<u>砲等</u> 若しくは刀剣	
(昭和33年法		類又は準空気銃の	
律第6号)		不返還	
		(銃砲刀剣類所持	
		等取締法施行規則	
		第107条)	
	第24条の	一時保管に係る <u>銃</u>	
	2第8項	砲等若しくは刀剣	
		類又は準空気銃の	
		廃棄	
		(第8条第9項た	
		だし書の準用)	
	略		
	第25条第	本邦に上陸しよう	略
	1項	とする者が所持す	

別表第1 (第2条関係)

			1
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1~10 略			
11 銃砲刀剣類	第28条第	国家公安委員会へ	略
所持等取締法	2項	の <u>銃砲</u> の管理責任	
(昭和33年法		者としての管理す	
律第6号)		る <u>銃砲</u> の種別等の	
		通知	
12~36 略			_

改正前

別表第2 (第2条関係)

法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1~9の2 略			
10 銃砲刀剣類	第24条の	一時保管に係る <u>銃</u>	略
所持等取締法	2第7項	<u>砲</u> 若しくは刀剣類	
(昭和33年法		又は準空気銃の不	
律第6号)		返還	
		(銃砲刀剣類所持	
		等取締法施行規則	
		第107条)	
	第24条の	一時保管に係る <u>銃</u>	
	2第8項	<u>砲</u> 若しくは刀剣類	
		又は準空気銃の廃	
		棄	
		(第8条第9項た	
		だし書の準用)	
	略		
	第25条第	本邦に上陸しよう	略
	1項	とする者が所持す	

	る <u>銃砲等</u> 又は刀剣 類の仮領置	
第25条第 2項	本邦に上陸しよう とする者の等 置した <u>銃砲等</u> の 関した <u>銃砲等</u> の 別類のた場合の 出があった場合の その者出地を管む 又は積響を での での での での での での での での での での での での での	仮領置銃砲等又 は刀剣類引継書 (銃砲刀剣類所 持等取締法施行 規則別記様式第 82号)
第25条第 3項第1 号	本邦に上陸しようとする者から仮領置した <u>銃砲等</u> 又は刀剣類の所持許可のための返還の申出があった場合の承認	略
第25条第3項第2号	本邦に上陸しよう とはる ではる ではる ではる ではる ではる ではる ではる で	
第25条第	本邦に上陸しよう	

	る <u>銃砲</u> 又は刀剣類 の仮領置	
第25条第 2項	本邦に上陸しよう とする者の 置した <u>銃の</u> のは 剣類のた場合の があった場合の の者の出入 国 は積出地を管轄 の は で で で の り り り の の と り の と り の と り の と り り の と り り り り	仮領置銃砲刀剣 類引継書(銃砲 刀剣類所持等取 締法施行規則別 記様式第82号)
第25条第 3項第1 号	本邦に上陸しよう とする者から仮領 置した <u>銃砲</u> 又は刀 剣類の所持許可の ための返還の申出 があった場合の承 認	略
第25条第 3項第2 号	本邦に上陸しようとする者から仮領置した <u>銃砲</u> 又は刀剣類の登録を希望する者からの返還の申出に対する引渡書の交付	
第25条第	本邦に上陸しようとする者から仮領置した <u>銃砲</u> 又は刀剣類の登録のための返還の申出があった場合の承認本邦に上陸しよう	

	5項	とする者から仮領		5項	とする者から仮領	
		置した <u>銃砲等</u> 又は			置した <u>銃砲</u> 又は刀	
		刀剣類の返還を受			剣類の返還を受け	
		けようとする者の			ようとする者のや	
		やむを得ない事情			むを得ない事情に	
		により期間内に返			より期間内に返還	
		還を受けることが			を受けることがで	
		できない場合の承			きない場合の承認	
		認				
(1) 銃砲刀	第108条	一時保管に係る <u>銃</u>	(1) 銃砲刀	第108条	一時保管に係る <u>銃</u>	
剣類所持等		砲等若しくは刀剣	剣類所持等		<u>砲</u> 若しくは刀剣類	
取締法施行		類又は準空気銃の	取締法施行		又は準空気銃の売	
規則(昭和		売却代金明細書の	規則(昭和		却代金明細書の交	
33年総理府		交付	33年総理府		付	
令第16号)		(第41条の準用)	令第16号)		(第41条の準用)	
1~27 略			11~27 略	_	_	

附則

この規程は、令和4年3月15日から施行する。